

平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が2,715件（前事務年度2,991件：対前年90.8%）、着眼調査が990件（前事務年度1,132件：対前年87.5%）であり、簡易な接触の件数は32,001件（前事務年度34,159件：対前年93.7%）となっています。

これらの調査等の合計件数は35,706件（前事務年度38,282件：対前年93.3%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は25,763件（前事務年度27,419件：対前年94.0%）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、27,217百万円（前事務年度27,753百万円：対前年98.1%）であり、そのうち特別調査・一般

調査によるものは24,402百万円(前事務年度24,934百万円:対前年97.9%)、着眼調査によるものは2,816百万円(前事務年度2,818百万円:対前年99.9%)となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は36,831百万円(前事務年度37,138百万円:対前年99.2%)となっており、調査等合計では64,049百万円(前事務年度64,891百万円:対前年98.7%)となっています。

(3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

実地調査による追徴税額は、4,428百万円(前事務年度3,973百万円:対前年111.5%)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは4,280百万円(前事務年度3,825百万円:対前年111.9%)、着眼調査によるものは148百万円(前事務年度148百万円:対前年100.0%)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は1,851百万円(前事務年度2,584百万円:対前年71.6%)となっており、調査等合計では6,279百万円(前事務年度6,557百万円:対前年95.8%)となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、1,407件(前事務年度1,499件:対前年93.9%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、1,091件(前事務年度1,125件:対前年97.0%)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、6,157百万円(前事務年度6,490百万円:対前年94.9%)となっています。

2 消費税(個人事業者)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,475件(前事務年度1,611件:対前年91.6%)、着眼調査が336件(前事務年度

409件：対前年82.2%)であり、簡易な接触の件数は2,203件(前事務年度1,901件：対前年115.9%)となっています。

これらの調査等の合計件数は4,014件(前事務年度3,921件：対前年102.4%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,948件(前事務年度2,967件：対前年99.4%)となっています。

(2) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

実地調査による追徴税額は、全体で1,123百万円(前事務年度1,231百万円：対前年91.2%)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,086百万円(前事務年度1,156百万円：対前年93.9%)、着眼調査によるものは37百万円(前事務年度75百万円：対前年49.3%)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は331百万円(前事務年度346百万円：対前年95.7%)となっており、調査等合計では1,454百万円(前事務年度1,577百万円：対前年92.2%)となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

1 所得税

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
1	調査等件数	2,991		1,132		4,123		34,159		38,282		
		2,715	90.8%	990	87.5%	3,705	89.9%	32,001	93.7%	35,706	93.3%	
2	申告漏れ等の非違件数	2,546		810		3,356		24,063		27,419		
		2,314	90.9%	710	87.7%	3,024	90.1%	22,739	94.5%	25,763	94.0%	
3	申告漏れ所得金額	24,934		2,818		27,753		37,138		64,891		
		24,402	97.9%	2,816	99.9%	27,217	98.1%	36,831	99.2%	64,049	98.7%	
4	追徴税額	本税	3,247		134		3,381		2,499		5,880	
			3,655	112.6%	133	99.3%	3,788	112.0%	1,762	70.5%	5,550	94.4%
5		加算税	578		14		592		85		677	
		625	108.1%	15	107.1%	640	108.1%	89	104.7%	729	107.7%	
6	計	3,825		148		3,973		2,584		6,557		
		4,280	111.9%	148	100.0%	4,428	111.5%	1,851	71.6%	6,279	95.8%	
7	一件当たり 追徴税額	申告漏れ所得金額	8,336		2,490		6,731		1,087		1,695	
			8,988	107.8%	2,844	114.2%	7,346	109.1%	1,151	105.9%	1,794	105.8%
8		本税	1,086		119		820		73		154	
			1,346	124.0%	135	113.4%	1,022	124.6%	55	75.3%	155	100.6%
9	加算税	193		12		144		2		18		
		230	119.1%	15	125.0%	173	120.1%	3	150.0%	20	111.1%	
10	計	1,279		131		964		76		171		
		1,576	123.3%	150	114.5%	1,195	124.0%	58	76.3%	176	102.9%	

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消費税(個人事業者)

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
1	調査等件数	1,611		409		2,020		1,901		3,921		
		1,475	91.6%	336	82.2%	1,811	89.7%	2,203	115.9%	4,014	102.4%	
2	申告漏れ等の非違件数	1,328		309		1,637		1,330		2,967		
		1,196	90.1%	238	77.0%	1,434	87.6%	1,514	113.8%	2,948	99.4%	
3	追徴税額	本税	971		66		1,037		323		1,359	
			910	93.7%	29	43.9%	939	90.5%	309	95.7%	1,249	91.9%
4		加算税	186		9		194		23		218	
		176	94.6%	8	88.9%	184	94.8%	22	95.7%	206	94.5%	
5	計	1,156		75		1,231		346		1,577		
		1,086	93.9%	37	49.3%	1,123	91.2%	331	95.7%	1,454	92.2%	
6	一件当たり 追徴税額	本税	602		161		513		170		347	
			617	102.5%	86	53.4%	519	101.2%	140	82.4%	311	89.6%
7		加算税	115		21		96		12		55	
		119	103.5%	24	114.3%	101	105.2%	10	83.3%	51	92.7%	
8	計	718		183		609		182		402		
		736	102.5%	110	60.1%	620	101.8%	150	82.4%	362	90.0%	

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。

【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査である。

【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前 年 の 位 順
位		万円	万円	%	位
1	眼 科 医	4,321	2,072	5.9	-
2	一 般 自 動 車 整 備	1,609	442	58.8	-
3	製 図 設 計 士	1,310	211	43.6	-
4	自 動 車 小 売 業	1,144	250	54.5	-
5	建設、設備工事労務者	1,076	92	75.9	-
6	内 装 工 事	994	152	51.4	-
7	よ う 接	973	126	51.9	7
8	貨 物 軽 車 両 運 送	967	86	46.0	-
9	食 堂	932	240	67.7	-
10	一 般 貨 物 自 動 車 運 送	896	77	63.5	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得)+(申告漏れ所得)}}$$
で算出している。

3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成20事務年度		平成21事務年度		平成22事務年度		平成23事務年度		平成24事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	貸金業	4,668	廃棄物処理	1,891	とび工事	1,581	焼肉店	2,750	眼科医	1,935
2	貨物水運	2,994	くず金卸売業	1,377	焼肉店	1,427	弁護士	2,669	くず金卸売業	1,594
3	風俗業	1,878	焼肉店	1,359	生命保険外交員	1,398	塗装工事	2,437	とび工事	1,267
4	くず金卸売業	1,659	解体工事	1,264	製図設計士	1,330	スタンドバー	1,820	柔道整復師	1,071
5	食肉卸売業	1,370	風俗業	1,199	建設、設備工事者	1,179	眼科医	1,433	建設、設備工事者	971
6	書道・そろばん教授	1,349	石細工製造業	1,094	左官工事	1,160	風俗業	1,300	冷暖房設備工事	927
7	特定貨物自動車運	1,308	美容業	1,045	土木工事	1,127	建築工事	835	スタンドバー	907
8	水道衛生工事	1,283	スタンドバー	1,015	水道衛生工事	991	外科医	719	塗装工事	876
9	弁護士	1,138	内装工事	991	くず金卸売業	951	酒場	708	電気配線工事	819
10	焼肉店	1,123	機械部品加工	890	一般自動車整備	890	大工工事	585	一般土木建築工事	809

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額	業種目	1件当たり申告漏れ所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風俗業	3,059	風俗業	2,803	風俗業	3,128	鉄骨、鉄筋工事	1,514	眼科医	4,321
2	機械部品加工	1,819	くず金卸売業	2,177	スタンドバー	1,270	人材派遣	1,360	一般自動車整備	1,609
3	スタンドバー	1,003	水産養殖業	1,271	鉄骨、鉄筋工事	1,131	解体工事	1,325	製図設計士	1,310
4	弁護士	957	スタンドバー	1,264	防水工事	1,118	くず金卸売業	1,295	自動車小売業	1,144
5	型枠工事	942	内装工事	1,112	冷暖房設備工事	1,082	司法書士、行政書士	1,142	建設、設備工事者	1,076
6	建設、設備工事者	853	板金工事	988	建設、設備工事者	1,066	コンビニエンスストア	1,121	内装工事	994
7	塗装工事	784	鉄骨、鉄筋工事	975	焼肉	1,021	よう接	1,107	よう接	973
8	土木工事	739	建設、設備工事者	941	電気配線工事	1,013	とび工事	986	貨物軽車両運送	967
9	内装工事	723	眼科医	926	内装工事	975	スタンドバー	934	食堂	932
10	電気配線工事	719	土木工事	841	板金工事	949	お好焼店	927	一般貨物自動車運送	896

(注)1 1件当たり申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

2 10件以上調査した業種の順位である。

(参考3)

平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 1,499	件 1,407	% 93.9
土地建物等	985	1,070	108.6
株式等	514	337	65.6
② 申告漏れ等の 非違件数	件 1,125	件 1,091	% 97.0
土地建物等	693	812	117.2
株式等	432	279	64.6
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 75.1	% 77.5	ポイント 2.4
土地建物等	70.4	75.9	5.5
株式等	84.0	82.8	▲ 1.2
④ 申告漏れ所得金額	百万円 6,490	百万円 6,157	% 94.9
土地建物等	3,418	4,538	132.8
株式等	3,072	1,619	52.7
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 433	万円 438	% 101.2
土地建物等	347	424	122.2
株式等	598	480	80.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

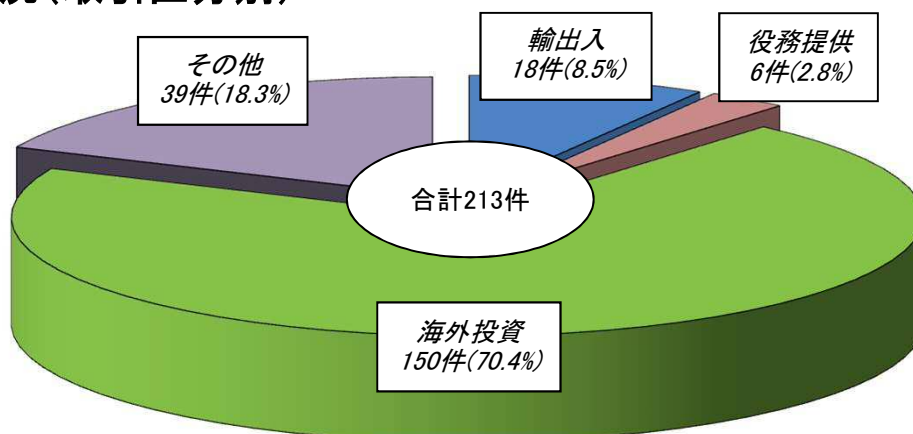
(参考4)

トピックス

海外投資等を行っている個人の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、213件（平成28事務年度138件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,309万円（平成28事務年度1,649万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額899万円（平成28事務年度834万円）の約1.5倍となっています。
また、申告漏れ所得金額の総額は2,788百万円（平成28事務年度2,275百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は280万円で、追徴税額は総額で597百万円に上ります。

1 調査状況(取引区分別)

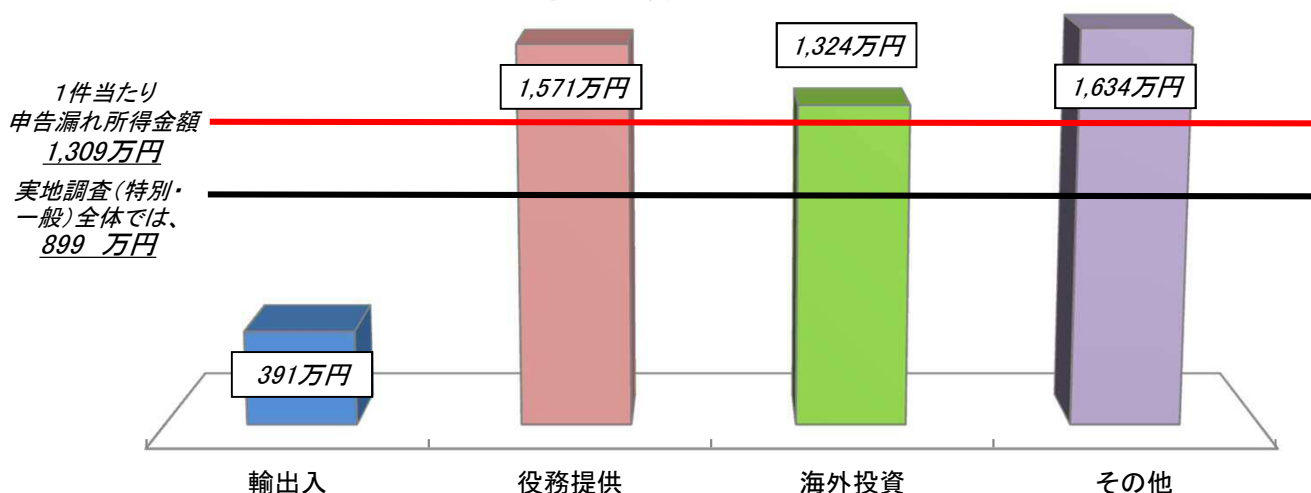


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 その他…海外で支払いを受ける給与など、1~3に該当しない取引等をいう。

2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



「富裕層」への対応

- 広島国税局では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成30事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、370件（対前年比99.7%）、追徴税額は総額で801百万円となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は2,166千円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額1,576千円の約1.4倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、平成29事務年度において66件（対前年比122.2%）の調査を実施しており、1件当たりの追徴税額は3,887千円と特に高額となっています。

○ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等			29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体		
		28事務年度	29事務年度	対前年比			
調査	件数	件	371	370	99.7%	2,715	
申告漏れ等	の非違件数	件	280	259	92.5%	2,314	
申告漏れ	所得金額	百万円	2,678	2,740	102.3%	24,402	
追徴	税額	百万円	660	801	121.4%	4,280	
一件当たり	申告漏れ	金額	千円	7,219	7,405	102.6%	8,988
	追徴	税額	千円	1,780	2,166	121.7%	1,576

(参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査事績

項目		事務年度等				
		28事務年度	29事務年度	対前年比		
調査	件数	件	54	66	122.2%	
申告漏れ等	の非違件数	件	44	50	113.6%	
申告漏れ	所得金額	百万円	720	856	118.9%	
追徴	税額	百万円	171	257	150.3%	
一件当たり	申告漏れ	金額	千円	13,337	12,973	97.3%
	追徴	税額	千円	3,159	3,887	123.0%

無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして的確な課税処理に努めています。平成30事務年度においても実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施します。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 平成29事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、485件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、15,136千円となっており、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額8,988千円の約1.7倍となっています。
また、申告漏れ所得金額は総額で7,341百万円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,674千円で、追徴税額は総額で812百万円に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 平成29事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、525件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、1,206千円となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額736千円の約1.6倍となっています。また、追徴税額は総額633百万円に上ります。

1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		28事務年度	29事務年度	対前年比					
調	査	件	数	件	589	485	82.3%				
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百万円	8,490	7,341	86.5%
追	徴	税	額	百万円	780	812	104.1%				
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	金	額	千円	14,414	15,136	105.0%	
	追	徴	税	額	千円	1,324	1,674	126.4%			

(参考)

29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
2,715
24,402
4,280
8,988
1,576

2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		28事務年度	29事務年度	対前年比	
調	査	件	数	件	612	525	85.8%
追	徴	税	額	百万円	766	633	82.6%
1件当たり追徴税額				千円	1,252	1,206	96.3%

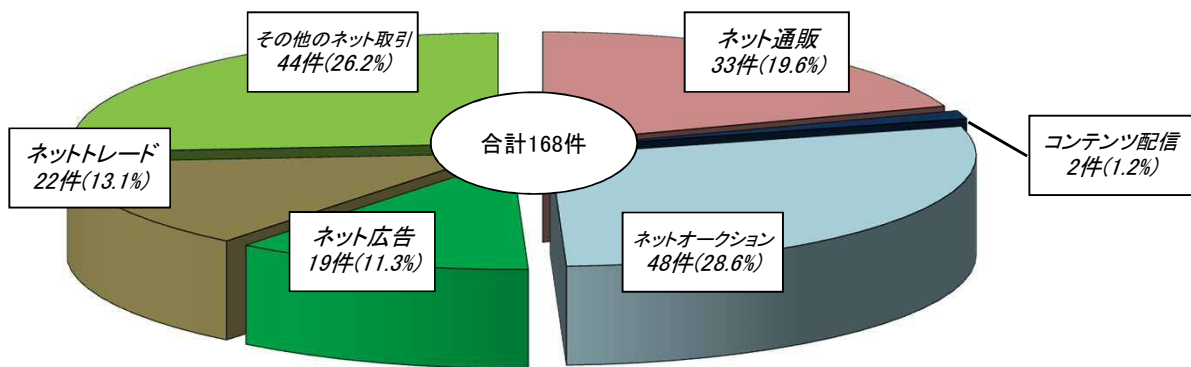
(参考)

29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
1,475
1,086
736

インターネット取引を行っている個人の調査状況

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、168件（平成28事務年度157件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、738万円（平成28事務年度1,180万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は1,240百万円（平成28事務年度1,853百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は128万円で、追徴税額は総額で215百万円に上ります。

1 調査状況(取引区分別)

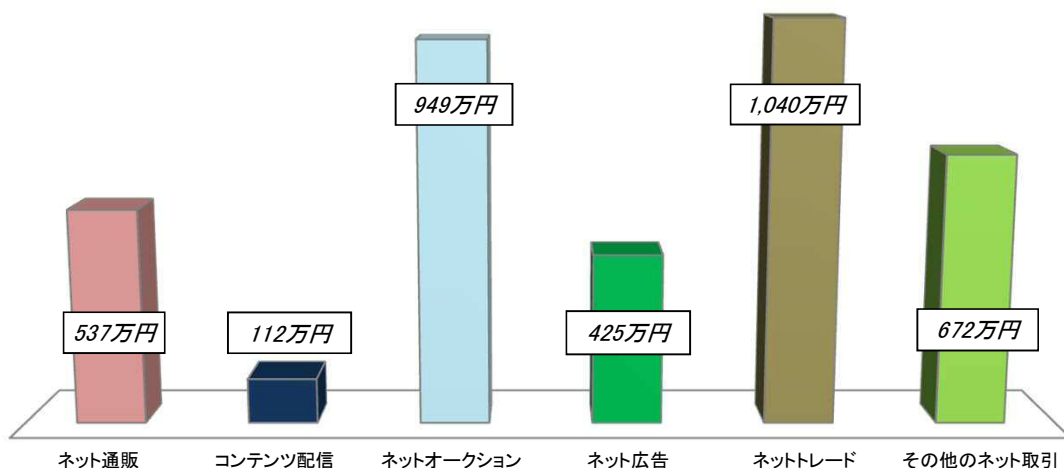


(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 ネット通販・・・事業者が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信・・・インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション・・・インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告・・・ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード・・・インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引・・・出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)



平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が239件（前事務年度251件：対前年95.2%）、着眼調査が81件（前事務年度75件：対前年108.0%）であり、簡易な接触の件数は2,532件（前事務年度2,620件：対前年96.6%）となっています。

これらの調査等の合計件数は2,852件（前事務年度2,946件：対前年96.8%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,107件（前事務年度2,025件：対前年104.0%）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、2,362百万円（前事務年度1,884百万円：対前年125.4%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは2,119百万円（前事務年度1,654百万円：対前年128.1%）、着眼調査によるものは244百万円（前事務年度230百万円：対前年106.1%）となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は2,949百万円（前事務年度2,571百万円：対前年114.7%）となっており、調査等合計では5,312百万円（前事務年度4,455百万円：対前年119.2%）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。） の状況

実地調査による追徴税額は、473百万円（前事務年度216百万円：対前年219.0%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは460百万円（前事務年度202百万円：対前年227.7%）、着眼調査によるものは13百万円（前事務年度14百万円：対前年92.9%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は318百万円（前事務年度126百万円：対前年252.4%）となっており、調査等合計では791百万円（前事務年度343百万円：対前年230.6%）となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、162件（前事務年度95件：対前年170.5%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、116件（前事務年度66件：対前年175.8%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、489百万円（前事務年度254百万円：対前年192.7%）となっています。

2 消費税（個人事業者）

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が147件（前事務年度166件：対前年88.6%）、着眼調査が26件（前事務年度25件：対前年104.0%）であり、簡易な接触の件数は211件（前事務年度191件：対前年110.5%）となっています。

これらの調査等の合計件数は384件（前事務年度382件：対前年100.5%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は278

件（前事務年度255件：対前年109.0%）となっています。

**(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）
の状況**

実地調査による追徴税額は、全体で96百万円（前事務年度109百万円：対前年88.1%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは93百万円（前事務年度102百万円：対前年91.2%）、着眼調査によるものは4百万円（前事務年度7百万円：対前年57.1%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は57百万円（前事務年度19百万円：対前年300.0%）となっており、調査等合計では、153百万円（前事務年度128百万円：対前年119.5%）となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【鳥取県】

1 所得 税

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	251		75		326		2,620		2,946			
		239	95.2%	81	108.0%	320	98.2%	2,532	96.6%	2,852	96.8%		
2	申告漏れ等の非違件数	207		57		264		1,761		2,025			
		209	101.0%	64	112.3%	273	103.4%	1,834	104.1%	2,107	104.0%		
3	申告漏れ金額	1,654		230		1,884		2,571		4,455			
		2,119	128.1%	244	106.1%	2,362	125.4%	2,949	114.7%	5,312	119.2%		
4	追徴税額	本税	175		13		188		123		311		
		加算税	406	232.0%	12	92.3%	418	222.3%	261	212.2%	679	218.3%	
5		計	27		1		28		3		31		
		54	200.0%	1	100.0%	55	196.4%	57	1900.0%	112	361.3%		
6		202		14		216		126		343			
		460	227.7%	13	92.9%	473	219.0%	318	252.4%	791	230.6%		
7	一件当たり	申告漏れ金額	6,589		3,063		5,778		981		1,512		
			8,865	134.5%	3,009	98.2%	7,383	127.8%	1,165	118.8%	1,862	123.1%	
8		本税	699		169		577		47		106		
			1,698	242.9%	147	87.0%	1,306	226.3%	103	219.1%	238	224.5%	
9	加算税	106		19		86		1		11			
		224	211.3%	17	89.5%	172	200.0%	22	2200.0%	39	354.5%		
10	計	805		188		663		48		116			
		1,923	238.9%	164	87.2%	1,478	222.9%	126	262.5%	277	238.8%		

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消費 税 (個人事業者)

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	166		25		191		191		382			
		147	88.6%	26	104.0%	173	90.6%	211	110.5%	384	100.5%		
2	申告漏れ等の非違件数	124		18		142		113		255			
		119	96.0%	16	88.9%	135	95.1%	143	126.5%	278	109.0%		
3	追徴税額	本税	87		6		93		18		111		
		加算税	77	88.5%	3	50.0%	80	86.0%	49	272.2%	129	116.2%	
4		計	15		1		16		1		17		
		15	100.0%	1	100.0%	16	100.0%	9	900.0%	25	147.1%		
5		102		7		109		19		128			
		93	91.2%	4	57.1%	96	88.1%	57	300.0%	153	119.5%		
6	一件当たり	本税	524		250		488		94		291		
			525	100.2%	120	48.0%	464	95.1%	231	245.7%	336	115.5%	
7		加算税	89		44		83		6		45		
		105	118.0%	19	43.2%	92	110.8%	41	683.3%	64	142.2%		
8	計	612		294		571		100		335			
		629	102.8%	139	47.3%	556	97.4%	272	272.0%	400	119.4%		

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
 3 上段は、前事務年度の計数である。

- 【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況【鳥取県】

事務年度等 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件	件	%
土地建物等	95	162	170.5
株式等	58	123	212.1
	37	39	105.4
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	%
土地建物等	66	116	175.8
株式等	29	101	348.3
	37	15	40.5
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	%	%	ポイント
土地建物等	69.5	71.6	2.1
株式等	50.0	82.1	32.1
	100.0	38.5	▲ 61.5
④ 申告漏れ所得金額	百万円	百万円	%
土地建物等	254	489	192.7
株式等	124	319	257.3
	130	170	131.1
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	%
土地建物等	267	302	113.0
株式等	214	259	121.1
	351	437	124.4

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
- 2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が301件（前事務年度305件：対前年98.7%）、着眼調査が104件（前事務年度122件：対前年85.2%）であり、簡易な接触の件数は3,268件（前事務年度3,092件：対前年105.7%）となっています。

これらの調査等の合計件数は3,673件（前事務年度3,519件：対前年104.4%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,768件（前事務年度2,756件：対前年100.4%）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、2,357百万円（前事務年度2,216百万円：対前年106.4%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは2,162百万円（前事務年度2,011百万円：対前年107.5%）、着眼調査によるものは196百万円（前事務年度206百万円：対前年95.1%）となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3,268百万円（前事務年度3,309百万円：対前年98.8%）となっており、調査等合計では5,625百万円（前事務年度5,525百万円：対前年101.8%）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。） の状況

実地調査による追徴税額は、324百万円（前事務年度263百万円：対前年123.2%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは316百万円（前事務年度253百万円：対前年124.9%）、着眼調査によるものは8百万円（前事務年度10百万円：対前年80.0%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は131百万円（前事務年度197百万円：対前年66.5%）となっており、調査等合計では455百万円（前事務年度460百万円：対前年98.9%）となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、113件（前事務年度94件：対前年120.2%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、81件（前事務年度63件：対前年128.6%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、272百万円（前事務年度325百万円：対前年83.5%）となっています。

2 消費税（個人事業者）

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告実績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が172件（前事務年度151件：対前年113.9%）、着眼調査が50件（前事務年度57件：対前年87.7%）であり、簡易な接触の件数は139件（前事務年度89件：対前年156.2%）となっています。

これらの調査等の合計件数は361件（前事務年度297件：対前年121.5%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は296件（前事務年度245件：対前年120.8%）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）
の状況

実地調査による追徴税額は、全体で109百万円（前事務年度110百万円：対前年99.1%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは106百万円（前事務年度103百万円：対前年102.9%）、着眼調査によるものは3百万円（前事務年度7百万円：対前年42.9%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は21百万円（前事務年度8百万円：対前年262.5%）となっており、調査等合計では、129百万円（前事務年度118百万円：対前年109.3%）となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【島根県】

1 所得 税

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	305		122		427		3,092		3,519			
		301	98.7%	104	85.2%	405	94.8%	3,268	105.7%	3,673	104.4%		
2	申告漏れ等の非違件数	261		79		340		2,416		2,756			
		260	99.6%	74	93.7%	334	98.2%	2,434	100.7%	2,768	100.4%		
3	申告漏れ額	2,011		206		2,216		3,309		5,525			
		2,162	107.5%	196	95.1%	2,357	106.4%	3,268	98.8%	5,625	101.8%		
4	追徴税額	本税	212	9	221	186	407						
			268	7	275	128	404						
			42	1	42	10	53						
5	加算税	48	114.3%	1	100.0%	49	116.7%	3	30.0%	51	96.2%		
6	計	253	124.9%	10	80.0%	263	123.2%	197	66.5%	460	98.9%		
		316		8		324		131		455			
7	一件当たり	申告漏れ額	6,593	1,685	5,191	1,070	1,570						
			7,182	1,881	5,820	1,000	1,531						
			694	75	517	60	116						
			890	72	680	39	110						
8	本税	137	7	99	3	15							
		159	7	120	1	14							
9	加算税	830	82	616	64	131							
		1,049	79	800	40	124							
10	計												

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消費 税 (個人事業者)

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	151		57		208		89		297			
		172	113.9%	50	87.7%	222	106.7%	139	156.2%	361	121.5%		
2	申告漏れ等の非違件数	129		40		169		76		245			
		145	112.4%	33	82.5%	178	105.3%	118	155.3%	296	120.8%		
3	追徴税額	本税	87	6	93	7	100						
			87	3	89	19	109						
			16	1	17	1	17						
4	加算税	19	118.8%	1	100.0%	20	117.6%	1	100.0%	21	123.5%		
5	計	103	102.9%	7	42.9%	110	99.1%	8	262.5%	118	109.3%		
		106		3		109		21		129			
6	一件当たり	本税	579	102	448	79	338						
			504	52	403	139	301						
			105	16	81	8	59						
7	加算税	109	103.8%	14	87.5%	88	108.6%	9	112.5%	57	96.6%		
8	計	684	117	529	88	397							
		614	89.8%	66	56.4%	490	92.6%	148	168.2%	359	90.4%		

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
 3 上段は、前事務年度の計数である。
 【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で調査を行うものである。
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況【島根県】

事務年度等 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件	件	%
土地建物等	94	113	120.2
株式等	74	97	131.1
	20	16	80.0
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	%
土地建物等	63	81	128.6
株式等	49	66	134.7
	14	15	107.1
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	%	%	ポイント
土地建物等	67.0	71.7	4.7
株式等	66.2	68.0	1.8
	70.0	93.8	23.8
④ 申告漏れ所得金額	百万円	百万円	%
土地建物等	325	272	83.5
株式等	270	177	65.4
	55	95	172.5
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	%
土地建物等	346	240	69.4
株式等	365	182	49.9
	275	593	215.6

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
- 2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が610件（前事務年度708件：対前年86.2%）、着眼調査が204件（前事務年度239件：対前年85.4%）であり、簡易な接触の件数は6,743件（前事務年度7,258件：対前年92.9%）となっています。

これらの調査等の合計件数は7,557件（前事務年度8,205件：対前年92.1%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4,909件（前事務年度5,303件：対前年92.6%）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、6,975百万円（前事務年度8,219百万円：対前年84.9%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは6,294百万円（前事務年度7,502百万円：対前年83.9%）、着眼調査によるものは681百万円（前事務年度718百万円：対前年94.8%）となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は9,592百万円（前事務年度7,879百万円：対前年121.7%）となっており、調査等合計では16,567百万円（前事務年度16,098百万円：対前年102.9%）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。） の状況

実地調査による追徴税額は、1,156百万円（前事務年度1,152百万円：対前年100.3%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,117百万円（前事務年度1,122百万円：対前年99.6%）、着眼調査によるものは39百万円（前事務年度30百万円：対前年130.0%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は433百万円（前事務年度557百万円：対前年77.7%）となっており、調査等合計では1,589百万円（前事務年度1,709百万円：対前年93.0%）となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、254件（前事務年度287件：対前年88.5%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、206件（前事務年度231件：対前年89.2%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、1,141百万円（前事務年度1,576百万円：対前年72.4%）となっています。

2 消費税（個人事業者）

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が359件（前事務年度365件：対前年98.4%）、着眼調査が60件（前事務年度74件：対前年81.1%）であり、簡易な接触の件数は654件（前事務年度612件：対前年106.9%）となっています。

これらの調査等の合計件数は1,073件（前事務年度1,051件：対前年102.1%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は

823件（前事務年度718件：対前年114.6%）となっています。

**(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）
の状況**

実地調査による追徴税額は、全体で322百万円（前事務年度300百万円：対前年107.3%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは317百万円（前事務年度289百万円：対前年109.7%）、着眼調査によるものは6百万円（前事務年度11百万円：対前年54.5%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は109百万円（前事務年度137百万円：対前年79.6%）となっており、調査等合計では、431百万円（前事務年度436百万円：対前年98.9%）となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【岡山県】

1 所得税

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼		計		対前年比		対前年比			
1	調査等件数	708		239		947		7,258		8,205			
		610	86.2%	204	85.4%	814	86.0%	6,743	92.9%	7,557	92.1%		
2	申告漏れ等の非違件数	624		175		799		4,504		5,303			
		519	83.2%	148	84.6%	667	83.5%	4,242	94.2%	4,909	92.6%		
3	申告漏れ金額	7,502		718		8,219		7,879		16,098			
		6,294	83.9%	681	94.8%	6,975	84.9%	9,592	121.7%	16,567	102.9%		
4	追徴税額	本税	955	27	983	518	1,500						
		加算税	167	3	170	39	209						
		計	1,122	30	1,152	557	1,709						
		1,117	99.6%	39	130.0%	1,156	100.3%	433	77.7%	1,589	93.0%		
7	一件当たり	申告漏れ金額	10,595	3,003	8,679	1,086	1,962						
			10,318	3,338	8,569	1,423	2,192						
		本税	1,349	114	1,038	71	183						
			1,541	170	1,198	62	185						
	加算税	236	12	179	5	25							
		290	19	222	2	26							
	計	1,585	126	1,217	77	208							
		1,831	115.5%	190	150.8%	1,420	116.7%	64	83.1%	210	101.0%		

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消費税(個人事業者)

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼		計		対前年比		対前年比			
1	調査等件数	365		74		439		612		1,051			
		359	98.4%	60	81.1%	419	95.4%	654	106.9%	1,073	102.1%		
2	申告漏れ等の非違件数	316		52		368		350		718			
		296	93.7%	48	92.3%	344	93.5%	479	136.9%	823	114.6%		
3	追徴税額	本税	242	9	252	122	374						
			263	4	268	103	371						
		加算税	46	1	48	14	62						
		53	115.2%	2	200.0%	55	114.6%	5	35.7%	60	96.8%		
	計	289	11	300	137	436							
		317	109.7%	6	54.5%	322	107.3%	109	79.6%	431	98.9%		
6	一件当たり	本税	664	127	573	200	356						
			734	75	639	158	346						
		加算税	127	20	109	23	59						
		148	116.5%	25	125.0%	130	119.3%	8	34.8%	56	94.9%		
	計	791	147	682	223	415							
		882	111.5%	100	68.0%	770	112.9%	166	74.4%	402	96.9%		

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
 3 上段は、前事務年度の計数である。

- 【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で調査を行うものである。
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況【岡山県】

事務年度等 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件	件	%
	287	254	88.5
	土地建物等	190	196
株式等	97	58	59.8
② 申告漏れ等の 非違件数	件	件	%
	231	206	89.2
	土地建物等	143	156
株式等	88	50	56.8
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	%	%	ポイント
	80.5	81.1	0.6
	土地建物等	75.3	79.6
株式等	90.7	86.2	▲ 4.5
④ 申告漏れ所得金額	百万円	百万円	%
	1,576	1,141	72.4
	土地建物等	703	1,007
株式等	873	133	15.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円	万円	%
	549	449	81.8
	土地建物等	370	514
株式等	900	230	25.6

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
- 2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が1,048件（前事務年度1,111件：対前年94.3%）、着眼調査が384件（前事務年度441件：対前年87.1%）であり、簡易な接触の件数は13,584件（前事務年度15,402件：対前年88.2%）となっています。

これらの調査等の合計件数は15,016件（前事務年度16,954件：対前年88.6%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は11,395件（前事務年度12,407件：対前年91.8%）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、11,329百万円（前事務年度10,494百万円：対前年108.0%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは10,165百万円（前事務年度9,368百万円：対前年108.5%）、着眼調査によるものは1,164百万円（前事務

年度1, 127百万円：対前年103.3%)となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は14,917百万円(前事務年度16,547百万円：対前年90.1%)となっており、調査等合計では26,246百万円(前事務年度27,042百万円：対前年97.1%)となっています。

(3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

実地調査による追徴税額は、1,825百万円(前事務年度1,766百万円：対前年103.3%)であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,769百万円(前事務年度1,701百万円：対前年104.0%)、着眼調査によるものは56百万円(前事務年度65百万円：対前年86.2%)となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は714百万円(前事務年度1,353百万円：対前年52.8%)となっており、調査等合計では2,539百万円(前事務年度3,118百万円：対前年81.4%)となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、593件(前事務年度783件：対前年75.7%)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、444件(前事務年度555件：対前年80.0%)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、3,311百万円(前事務年度3,099百万円：対前年106.8%)となっています。

2 消費税(個人事業者)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者)の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が490件(前事務年度587件：対前年83.5%)、着眼調査が111件(前事務年度159件：対前年69.8%)であり、簡易な接触の件数は731件(前事務年度617件：対前年118.5%)となっています。

これらの調査等の合計件数は1,332件(前事務年度1,363件：

対前年 97.7%) であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 956 件 (前事務年度 1,071 件 : 対前年 89.3%) となっています。

(2) 追徴税額 (調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。) の状況

実地調査による追徴税額は、全体で 373 百万円 (前事務年度 483 百万円 : 対前年 77.2%) であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 360 百万円 (前事務年度 446 百万円 : 対前年 80.7%)、着眼調査によるものは 14 百万円 (前事務年度 36 百万円 : 対前年 38.9%) となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は 92 百万円 (前事務年度 99 百万円 : 対前年 92.9%) となっており、調査等合計では、466 百万円 (前事務年度 582 百万円 : 対前年 80.1%) となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【広島県】

1 所得 税

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	1,111		441		1,552		15,402		16,954			
		1,048	94.3%	384	87.1%	1,432	92.3%	13,584	88.2%	15,016	88.6%		
2	申告漏れ等の非違件数	938		311		1,249		11,158		12,407			
		893	95.2%	285	91.6%	1,178	94.3%	10,217	91.6%	11,395	91.8%		
3	申告漏れ所得金額	9,368		1,127		10,494		16,547		27,042			
		10,165	108.5%	1,164	103.3%	11,329	108.0%	14,917	90.1%	26,246	97.1%		
4	追徴税額	本 税	1,434	59	1,493	1,339	2,831						
			1,522	106.1%	50	84.7%	1,572	105.3%	702	52.4%	2,274	80.3%	
5		加 算 税	267	6	273	14	287						
		247	92.5%	6	100.0%	253	92.7%	12	85.7%	265	92.3%		
6	計	1,701	65	1,766	1,353	3,118							
			1,769	104.0%	56	86.2%	1,825	103.3%	714	52.8%	2,539	81.4%	
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	8,432	2,555	6,762	1,074	1,595						
			9,700	115.0%	3,030	118.6%	7,911	117.0%	1,098	102.2%	1,748	109.6%	
8		本 税	1,291	133	962	87	167						
			1,452	112.5%	131	98.5%	1,098	114.1%	52	59.8%	151	90.4%	
9	加 算 税	241	14	176	1	17							
		236	97.9%	15	107.1%	176	100.0%	1	100.0%	18	105.9%		
10	計	1,531	147	1,138	88	184							
			1,688	110.3%	146	99.3%	1,274	112.0%	53	60.2%	169	91.8%	

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消 費 税 (個人事業者)

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比		
1	調査等件数	587		159		746		617		1,363			
		490	83.5%	111	69.8%	601	80.6%	731	118.5%	1,332	97.7%		
2	申告漏れ等の非違件数	470		134		604		467		1,071			
		389	82.8%	74	55.2%	463	76.7%	493	105.6%	956	89.3%		
3	追徴税額	本 税	369	33	402	96	498						
			304	82.4%	11	33.3%	315	78.4%	88	91.7%	403	80.9%	
4		加 算 税	77	4	81	3	84						
		56	72.7%	3	75.0%	59	72.8%	4	133.3%	63	75.0%		
5	計	446	36	483	99	582							
			360	80.7%	14	38.9%	373	77.2%	92	92.9%	466	80.1%	
6	一件当たり	本 税	629	205	539	156	365						
			620	98.6%	97	47.3%	524	97.2%	121	77.6%	302	82.7%	
7		加 算 税	132	22	108	5	62						
		114	86.4%	27	122.7%	98	90.7%	6	120.0%	47	75.8%		
8	計	761	227	647	161	427							
			734	96.5%	124	54.6%	621	96.0%	126	78.3%	350	82.0%	

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
 3 上段は、前事務年度の計数である。

- 【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況【広島県】

事務年度等 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 783	件 593	% 75.7
土地建物等	503	494	98.2
株式等	280	99	35.4
② 申告漏れ等の 非違件数	件 555	件 444	% 80.0
土地建物等	337	358	106.2
株式等	218	86	39.4
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 70.9	% 74.9	ポイント 4.0
土地建物等	67.0	72.5	5.5
株式等	77.9	86.9	9.0
④ 申告漏れ所得金額	百万円 3,099	百万円 3,311	% 106.8
土地建物等	1,647	2,639	160.2
株式等	1,452	672	46.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 396	万円 558	% 141.0
土地建物等	327	534	163.1
株式等	519	679	130.9

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
- 2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数については、特別調査・一般調査が5,177件（前事務年度6,166件：対前年83.9%）、着眼調査が2,177件（前事務年度2,555件：対前年85.1%）であり、簡易な接触の件数は5,874件（前事務年度5,787件：対前年101.5%）となっています。

これらの調査等の合計件数は6,608件（前事務年度6,658件：対前年99.2%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4,584件（前事務年度4,928件：対前年93.0%）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、4,193百万円（前事務年度4,939百万円：対前年84.9%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは3,662百万円（前事務年度4,400百万円：対前年83.2%）、着眼調査によるものは532百万円（前事務年度538百万円：対前年98.9%）となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は6, 105百万円（前事務年度6, 832百万円：対前年89.4%）となっており、調査等合計では10,298百万円（前事務年度11,771百万円：対前年87.5%）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。） の状況

実地調査による追徴税額は、650百万円（前事務年度576百万円：対前年112.8%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは618百万円（前事務年度547百万円：対前年113.0%）、着眼調査によるものは32百万円（前事務年度29百万円：対前年110.3%）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は256百万円（前事務年度352百万円：対前年72.7%）となっており、調査等合計では906百万円（前事務年度928百万円：対前年97.6%）となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数は、285件（前事務年度240件：対前年118.8%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は、244件（前事務年度210件：対前年116.2%）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、944百万円（前事務年度1,236百万円：対前年76.4%）となっています。

2 消費税（個人事業者）

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税（個人事業者）の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が307件（前事務年度342件：対前年89.8%）、着眼調査が89件（前事務年度94件：対前年94.7%）であり、簡易な接触の件数は468件（前事務年度392件：対前年119.4%）となっています。

これらの調査等の合計件数は864件（前事務年度828件：対前年104.3%）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は595件（前事務年度678件：対前年87.8%）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）
の状況

実地調査による追徴税額は、全体で222百万円（前事務年度230百万円：対前年96.5%）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは212百万円（前事務年度216百万円：対前年98.1%）、着眼調査によるものは10百万円（前事務年度14百万円：対前年71.4%）となっています。

また、簡易な接触によるものは52百万円（前事務年度83百万円：対前年62.7%）となっており、調査等合計では、274百万円（前事務年度313百万円：対前年87.5%）となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況【山口県】

1 所得 税

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比			
1	調査等件数	616		255		871		5,787		6,658				
		517	83.9%	217	85.1%	734	84.3%	5,874	101.5%	6,608	99.2%			
2	申告漏れ等の非違件数	516		188		704		4,224		4,928				
		433	83.9%	139	73.9%	572	81.3%	4,012	95.0%	4,584	93.0%			
3	申告漏れ金額	4,400		538		4,939		6,832		11,771				
		3,662	83.2%	532	98.9%	4,193	84.9%	6,105	89.4%	10,298	87.5%			
4	追徴税額	本税	471		27		497		333		830			
			518	110.0%	29	107.4%	547	110.1%	251	75.4%	798	96.1%		
5			加算税	76		3		79		19		97		
		100	131.6%	4	133.3%	103	130.4%	5	26.3%	108	111.3%			
6	計	547		29		576		352		928				
		618	113.0%	32	110.3%	650	112.8%	256	72.7%	906	97.6%			
7	一件当たり	申告漏れ金額	7,144		2,110		5,670		1,181		1,768			
			7,082	99.1%	2,451	116.2%	5,713	100.8%	1,039	88.0%	1,558	88.1%		
8			追徴税額	本税	764		104		571		58		125	
					1,003	131.3%	132	126.9%	745	130.5%	43	74.1%	121	96.8%
9	加算税	123				10		90		3		15		
		193	156.9%	16	160.0%	141	156.7%	1	33.3%	16	106.7%			
10	計	888		114		661		61		139				
		1,195	134.6%	149	130.7%	886	134.0%	44	72.1%	137	98.6%			

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)
 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消 費 税 (個人事業者)

項目		区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比			
1	調査等件数	342		94		436		392		828				
		307	89.8%	89	94.7%	396	90.8%	468	119.4%	864	104.3%			
2	申告漏れ等の非違件数	289		65		354		324		678				
		247	85.5%	67	103.1%	314	88.7%	281	86.7%	595	87.8%			
3	追徴税額	本税	185		12		197		79		276			
			179	96.8%	8	66.7%	187	94.9%	50	63.3%	237	85.9%		
4			加算税	32		2		33		4		37		
		33	103.1%	2	100.0%	35	106.1%	2	50.0%	37	100.0%			
5	計	216		14		230		83		313				
		212	98.1%	10	71.4%	222	96.5%	52	62.7%	274	87.5%			
6	一件当たり	追徴税額	本税	540		127		451		202		333		
				584	108.1%	90	70.9%	473	104.9%	107	53.0%	274	82.3%	
7				加算税	92		18		76		9		45	
					106	115.2%	27	150.0%	88	115.8%	5	55.6%	43	95.6%
8	計	632			145		527		212		378			
		690	109.2%	117	80.7%	561	106.5%	111	52.4%	318	84.1%			

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
 3 上段は、前事務年度の計数である。

- 【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。
 【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査である。
 【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

平成29事務年度 譲渡所得の調査等の状況【山口県】

事務年度等 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 240	件 285	% 118.8
土地建物等	160	160	100.0
株式等	80	125	156.3
② 申告漏れ等の 非違件数	件 210	件 244	% 116.2
土地建物等	135	131	97.0
株式等	75	113	150.7
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 87.5	% 85.6	ポイント ▲ 1.9
土地建物等	84.4	81.9	▲ 2.5
株式等	93.8	90.4	▲ 3.4
④ 申告漏れ所得金額	百万円 1,236	百万円 944	% 76.4
土地建物等	675	396	58.6
株式等	561	549	97.8
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 515	万円 331	% 64.3
土地建物等	422	247	58.5
株式等	701	439	62.6

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
- 2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。